

民法（債・親・相） 第11回 P377～P392

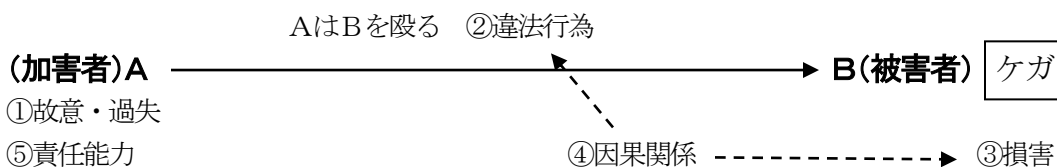


不法行為 P377～P392

《不法行為とは》

不法行為とは、故意（わざと）または過失（不注意）により違法に他人に損害を与えた行為をいう。不法行為では、被害者は加害者に対して、損害賠償請求権を取得する。

例) AがBを殴り怪我を負わせた



《一般不法行為の成立要件》

- ①加害者に故意または過失があること
- ②加害者の行為が違法であること
- ③被害者に損害が発生したこと
- ④加害行為と損害の間に因果関係があること
- ⑤加害者に責任能力があること

(1) 故意・過失について

一般不法行為における故意・過失の有無についての立証責任は被害者（債権者）にある。

※失火責任法

失火によって他人に損害を与えた場合（過失により火災を発生させ他人の家に延焼させた場合など）は、失火責任法により責任が軽減されている。つまり、損害賠償を負うのは、失火者に重過失があった場合のみである。

(2) 加害者の行為の違法性について

加害者の行為が適法（正当防衛など）の場合は不法行為にはならない。

(3) 被害者の損害について

非財産的損害（精神的損害や慰謝料など）や消極的損害（得べかりし利益の喪失など）も含む。

《一般不法行為の効果》

1. 不法行為に基づく損害賠償請求及びその方法

加害者は被害者に対してすべて金銭で賠償するのが原則だが、名誉棄損の場合、裁判所は被害者の請求により、**損害賠償に代えて、または損害賠償とともに名誉回復処分を命じることができる。**

2. 近親者固有の賠償請求権

被害者本人の賠償請求権とは別に、被害者死亡の場合には、その**父母や配偶者、子**は固有の慰謝料請求ができる（711条）。

① 1. 被害者は死亡せず重傷を負った場合の近親者固有の損害賠償請求権は認められるか？

（判）不法行為により、死亡はしていないが身体を害された者の母が、そのために被害者が生命を害された場合に比肩すべき精神上の苦痛を受けたときは、**709条と710条に基づいて自己の権利として慰謝料を請求し得る。**

② 2. 被害者の父母、配偶者、子以外の親族でも近親者固有の損害賠償請求権は認められるか？

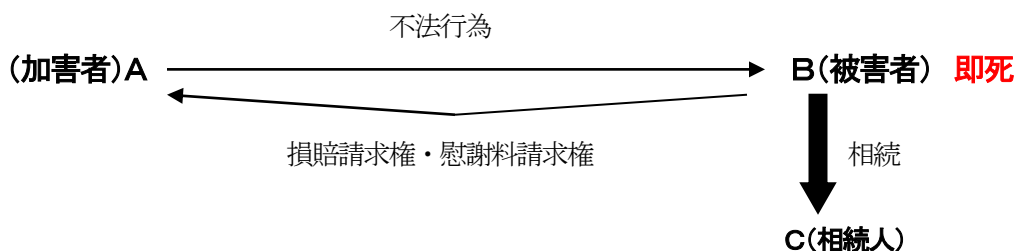
（判）兄弟姉妹であっても、被害者との間にこれらの者と実質的に同視すべき身分関係があり、被害者の死亡により甚大な精神的苦痛を受けた等の事実関係がある者は、**711条の類推適用**により加害者に対し慰謝料を請求し得る。

3. 損害賠償請求権の相続性

① 1. 被害者が重傷を負った後に死亡した場合、被害者の損害賠償請求権は相続人に相続されるか？

⇒ **被害者の損害賠償請求権は相続人に相続される。**

② 2. 被害者が即死した場合にはどうか？



→不法行為時にBが存在のためにCへの相続を否定すると、重傷後死亡の場合との均衡が図れない。

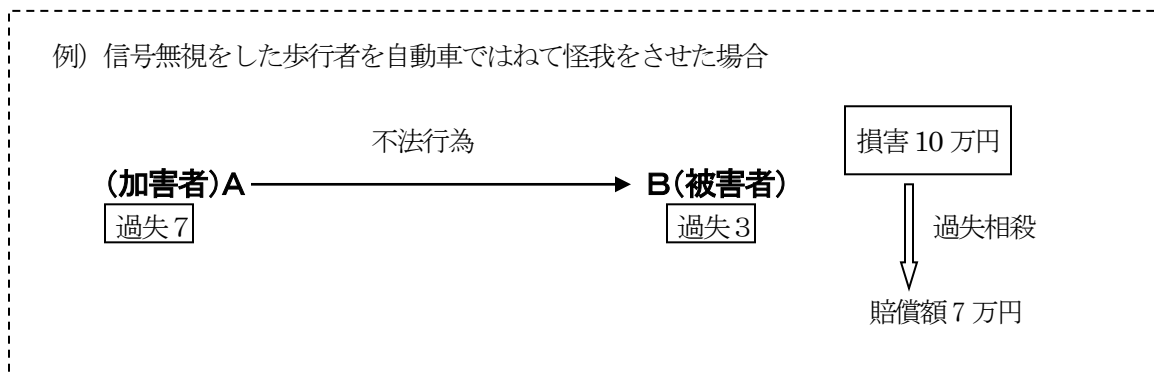
→ **(判)即死の場合でも、損害賠償請求権、慰謝料請求権の相続を認める。**

《過失相殺》

1. 意義

加害者の不法行為により被害者に損害が発生したが、この損害には被害者の過失も起因していた場合には、被害者の過失分を全体の損害から相殺して加害者の損害賠償額を決めることがある。

このようなことを、過失相殺という。



2. 過失相殺の要件

過失相殺がなされるには、被害者に**過失相殺能力**（損害の発生を回避する能力、5～6 歳程度で備わる）がなければならない。

例) 3 歳の幼児が赤信号で道路に飛び出し交通事故で怪我をする。



原則的には、被害者に過失相殺能力がないので過失相殺されない。



全ての状況において、被害者に過失相殺能力なしとして加害者に全損害の賠償を負わすことは酷である。（損害の実質的公平の負担という概念に反する）



そこで判例、は被害者自身に過失相殺能力がなくても**被害者側**に過失があれば過失相殺を可とした。

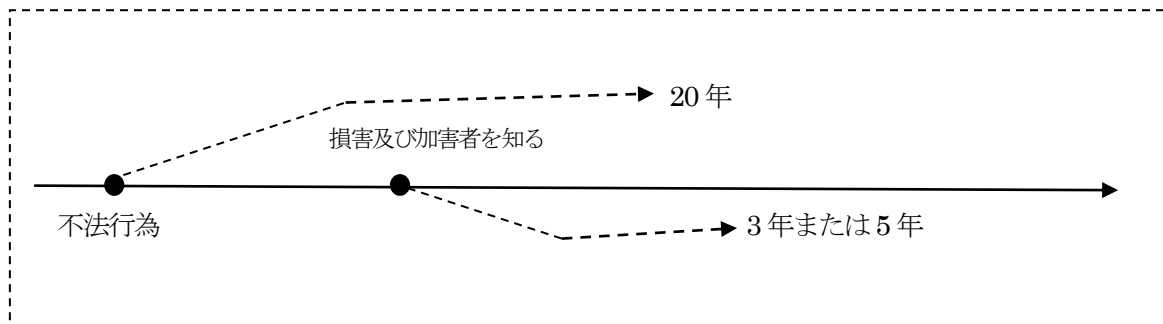


被害者と身分上・生活関係上一体をなすとみられるような関係にある者（例：父母など）

《不法行為による損害賠償請求権の特徴》

（１）損害賠償請求権の消滅時効

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者またはその法定代理人が**損害および加害者**を知った時から**3年(人の生命・身体を害する損害の場合は5年)**または不法行為時より**20年**で時効が完成する。



（２）立証責任

故意・過失の存在、因果関係、損害の発生は、**被害者が立証しなければならない。**

（３）損害賠償債務が履行遅滞となる時期

不法行為に基づく損害賠償請求権は、不法行為の時から履行遅滞となる。

（４）債務不履行に基づく損害賠償請求権との比較

ある行為が債務不履行に該当し、また不法行為も構成する場合には(タクシーで目的地まで乗車中、タクシー運転手の過失により事故を起こし、病院に搬送された場合など)、債務不履行による損害賠償請求権と不法行為に基づく損害賠償請求権が競合する。

判例は、被害者が選択して行使することを認めている。ただし、以下のような違いがある。

	債務不履行	不法行為
立証責任	債務者	債権者（被害者）
過失相殺	必要的過失相殺	任意的過失相殺
消滅時効	5年又は10年	3年（5年）又は20年
相殺の禁止	受働債権として相殺可能	受働債権として相殺不可能

《特殊的不法行為》

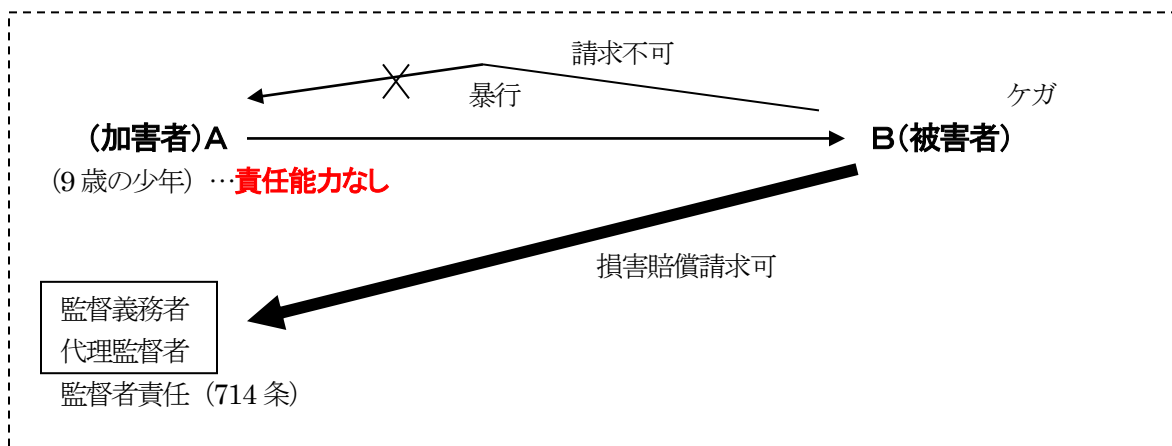
不法行為は、加害者本人が責任を負うのが原則であるが、ある一定の場合、加害者以外の者が責任を負う場合がある。また、複数の加害者がいる場合に、ある一定の要件の下で不法行為責任を認めている場合がある。

このようなケースを特殊的不法行為という。

1. 責任無能力者の監督者の責任（714 条）

（1）意義

責任能力がない者が他人に損害を与えた場合には、本人は損害賠償責任を負わないが、被害者を救済するために、それらの者の監督義務者（監督すべき法律上の義務を負う者。親権者や成年後見人など）や代理監督者（監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者。保育士、小学校の教員など）は損害賠償責任を負う。



（2）免責事由

監督義務者が監督義務を怠らなかったこと、またはその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったことを立証すれば、監督義務者は損害賠償責任を免れる。

（3）責任能力ある未成年者の不法行為

責任能力ある未成年者の不法行為・・・監督義務者は責任を負わない。

↓ しかし、加害者に賠償能力が無い場合に被害者がかわいそうである。

そこで判例は、

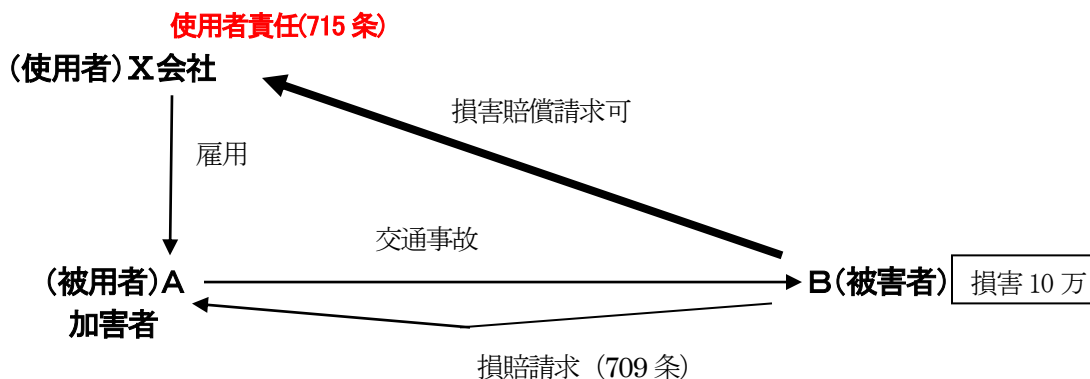
責任能力ある未成年者の監督義務者（親権者）の監督義務違反と未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係が認められるときは、監督義務者（親権者）も民法 709 条に基づいて責任を負うとする。

2. 使用者責任（715 条）

（1）意義

使用者責任とは、他人に使用される者（被用者）が使用者の事業の執行につき他人に損害を与えた場合には、その被用者だけでなく、使用者も被用者とともに損害賠償責任を負うことをいう。

例）X運送会社に運転手として雇われているAが配送中に事故を起こしBに損害を与えた



→使用者は被用者とともに賠償責任を負う

（2）成立要件

- ①使用者が、事業の執行のために他人を使用していること
- ②被用者の不法行為が、**事業の執行**につきなされた行為であること
判断基準：外形標準説（外観上事業の執行と見えるならば、事業の執行につきなされた行為となる）
- ③被用者の行為が一般不法行為（709 条）の要件を満たすこと

（3）免責事由

使用者が監督義務を果たしたこと、または監督義務を果たしても損害が生じていたはずであることを立証した場合には、使用者は免責される。

（4）求償権

使用者が被害者に対して賠償した場合、使用者は被用者に対して求償することができる。

ただし、その求償額は、損害の公平な分担という見地から、**信義則上相当と認められる範囲に制限**される。